

2014年6月

公開草案 ED/2014/2

投資企業：連結の例外の適用

IFRS第10号及びIAS第28号の修正案

コメント期限：2014年9月15日

**投資企業：
連結の例外の適用**

IFRS第10号及びIAS第28号の修正案

コメント期限：2014年9月15日

Exposure Draft ED/2014/2 *Investment Entities: Applying the Consolidation Exception* (Proposed Amendments to IFRS 10 and IAS 28) is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form. Comments need to be received by **15 September 2014** and should be submitted in writing to the address below or electronically using our ‘Comment on a proposal’ page.

All comments will be on the public record and posted on our website unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for detail on this and how we use your personal data.

Disclaimer: The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting or refraining from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts and other IASB and/or IFRS Foundation publications are copyright of the IFRS Foundation.

Copyright © 2014 IFRS Foundation®

ISBN: 978-1-909704-45-9

All right reserved: Copies of the Exposure Draft may only be made for the purpose of preparing comments to be the IASB provided that such copies are for personal or internal use, are not sold or otherwise disseminated, acknowledge the IFRS Foundation’s copyright and set out the IASB’s address in full.

Except as permitted above no part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in any form either in whole or in part or be any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/the IFRS for SMEs logo/‘Hexagon Device’, ‘IFRS Foundation’, ‘eIFRS’, ‘IASB’, ‘IFRS for SMEs’, ‘IAS’, ‘IASs’, ‘IFRIC’, ‘IFRS’, ‘IFRSs’, ‘SIC’, ‘International Accounting Standards’ and ‘International Financial Reporting Standards’ are Trade Marks of the IFRS Foundation.

The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number FC023235) with its principal office as above.

**投資企業：
連結の例外の適用**

IFRS第10号及びIAS第28号の修正案

コメント期限：2014年9月15日

公開草案 ED/2014/2「投資企業：連結の例外の適用」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正案)は、コメントを求めることだけを目的に、国際会計基準審議会 (IASB) が公表したものである。この提案は、最終の形となる前に、受け取ったコメントを考慮して修正されることがある。コメントは、**2014 年 9 月 15 日**までに到着する必要がある、下記の宛先に文書で提出するか又は我々の 'Comment on a proposal' のページを使用して電子的に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とする。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

国際財務報告基準(国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む)、公開草案、及び他の IASB ないしは IFRS 財団の公表物は、IFRS 財団の著作物である。

コピーライト © 2014 IFRS Foundation®

不許複製・禁無断転載：本公開草案のコピーは、IASB へのコメントを作成する目的でのみ作成できる。そのコピーが個人的又は内部での使用のためのもので、販売又は他の方法で配布されることがなく、IFRS 財団の著作物であることを明記し、かつ、IASB のアドレスを完全に表示することが条件である。

上記により許可された場合を除き、本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法(現在知られているものも今後発明されるものも)であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ/IASB ロゴ/IFRS for SMEs ロゴ/‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘eIFRS’、‘IASB’、‘IFRS for SMEs’、‘IAS’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘SIC’、‘International Accounting Standards’ 及び‘International Financial Reporting Standards’は IFRS 財団の商標である。

IFRS 財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を上記に置いて海外会社としてイングランド及びウェールズで活動している(会社番号：FC023235)。

目 次

	項
イントロダクション	6
コメント募集	8
[案] IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の修正	10
[案] IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正	13
審議会による 2014 年 6 月公表の「投資企業：連結の例外の適用」 (IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正) の承認	16
公開草案「投資企業：連結の例外の適用」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正案) に関する結論の根拠	17

イントロダクション

国際会計基準審議会（IASB）が公表する本公開草案は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案を内容としている。提案している修正は、2012 年 10 月公表の「投資企業」（IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号及び IAS 第 27 号の修正）の適用に関して IFRS 解釈指針委員会に提出された 3 つの論点を扱っている。

連結財務諸表の作成の免除

IFRS 第 10 号の第 4 項(a)は、所定の要件を満たす親会社について連結財務諸表の表示の免除を設けている。1 つの要件は、最終的な親会社又は中間的な親会社が、IFRS に準拠した一般に公開されている連結財務諸表を作成していることである。

IASB は、IFRS 第 10 号の第 4 項(a)に示されている連結財務諸表の作成の免除は、投資企業が IFRS 第 10 号の第 31 項に従って子会社を公正価値で測定している場合であっても、投資企業の子会社である親会社が引き続き利用可能であることを確認するように、IFRS 第 10 号を修正することを提案している。

親会社の投資活動に関連するサービスを提供する子会社

IFRS 第 10 号の第 31 項は、IFRS 第 10 号の第 32 項が適用される場合を除き、投資企業が子会社に対する投資を公正価値で測定することを要求している。第 32 項では、投資企業の投資活動に関連するサービスを提供する子会社を投資企業が連結することを要求している。投資企業の子会社自身が投資企業の定義に該当し、さらに、親会社の投資活動に関連するサービスを提供している場合には、第 32 項の文言では、投資企業である親会社が投資企業である子会社を公正価値で測定すべきなのか連結すべきなのかが不明確である。

IASB は、第 32 項が適用される限定的な状況を明確化するように IFRS 第 10 号を修正することを提案している。IASB は、投資企業が子会社を公正価値で測定せずに連結するという要求は、投資企業である親会社の営業の延長として行動していて、投資企業に該当しない子会社だけに適用されると提案している。このような子会社の主目的は、投資企業の投資活動に関連する支援サービスを提供することである（これには、第三者への投資関連サービスの提供が含まれる場合がある）。

投資企業ではない投資者による投資企業である投資先に対する持分法の適用

IFRS 第 10 号の第 33 項は、投資企業の投資企業ではない親会社は、投資企業が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を維持することはできないと述べている。この投資企業ではない親会社は、その代わりにグループのすべての子会社を連結しなければならない。しかし、IAS 第 28 号には、投資企業ではない投資者が投資企業である共同支配企業又は関連会社について持分法を適用することに関して、これに相当する明示的な記述がない。

IASB は、IAS 第 28 号を次のように修正することを提案している。

- (a) 投資企業ではない投資者に対して、持分法を適用する際に投資企業である関連会社が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を維持することを要求することによって、救済を与える。

- (b) 投資企業である共同支配企業に対する共同支配投資者である、投資企業ではない投資者は、持分法を適用する際に、投資企業である共同支配企業が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を維持できないことを明確化する。

コメント募集

IASB は、本公開草案における修正案、特に下記の質問についてコメントを募集している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問にコメントしている。
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 該当のある場合、IASB が考慮すべき代替案を記述している。

IASB は、IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号における事項のうち本公開草案で扱っていない事項についてのコメントは求めている。

コメントは、**2014 年 9 月 15 日**までに届くように提出のこと。

コメント提出者への質問

質問 1——連結財務諸表の作成の免除

IASB は、IFRS 第 10 号の第 4 項(a)に示されている連結財務諸表の作成の免除は、投資企業が IFRS 第 10 号の第 31 項に従って子会社を公正価値で測定している場合であっても、投資企業の子会社である親会社が引き続き利用可能であることを確認するように、IFRS 第 10 号を修正することを提案している。この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 2——親会社の投資活動に関連するサービスを提供する子会社

IASB は、第 32 項が適用される限定的な状況を明確化するように IFRS 第 10 号を修正することを提案している。IASB は、投資企業が子会社を公正価値で測定せずに連結するという要求は、投資企業である親会社の営業の延長として行動していて、投資企業に該当しない子会社だけに適用されると提案している。このような子会社の主目的は、投資企業の投資活動に関連する支援サービスを提供することである（これには、第三者への投資関連サービスの提供が含まれる場合がある）。この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 3——投資企業ではない投資者による投資企業である投資先に対する持分法の適用

IASB は、IAS 第 28 号を次のように修正することを提案している。

- (a) 投資企業ではない投資者に対して、持分法を適用する際に投資企業である関連会社の子会社に対する持分に適用した公正価値測定を維持することを要求することによって、救済を与える。
- (b) 投資企業である共同支配企業に対する共同支配投資者である、投資企業ではない投資者は、持分法を適用する際に、投資企業である共同支配企業が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を維持できないことを明確化する。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

コメントの方法

コメントは次のいずれかの方法で提出のこと。

電子的に ‘Comment on a proposal page’ (go.ifrs.org/comment にある) でアクセス
(推奨している方法)

電子メール 電子メールでのコメントの送付先 : commentletters@ifrs.org

郵 送 IFRS Foundation
30 Cannon Street
London EC4M 6XH
United Kingdom

すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とする。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

[案] IFRS 第10号「連結財務諸表」の修正

第4項及び第32項を修正する。削除する文言に取消線、新たな文言に下線を付している。第31項及び第33項は修正しないが、参照の便宜のため記載している。

範 囲

- 4 親会社である企業は、次の場合を除いて、連結財務諸表を表示しなければならない。本基準は、~~次の場合を除き、すべての企業に適用される。~~
- (a) 親会社は、次の条件のすべてを満たす場合は、連結財務諸表を作成する必要がない。
- (i) 親会社が他の企業の100%子会社であるか、又は他の企業の100%未満の子会社であり、他の所有者（それ以外では議決権が与えられない者も含む）が、親会社が連結財務諸表を表示しないことを知らされていて、それに反対していないこと
- (ii) 親会社の負債性又は資本性金融商品が、公開市場（国内又は外国の株式市場又は店頭市場、ローカル及び地域市場を含む）で取引されていないこと
- (iii) 親会社が、財務諸表を証券委員会その他の規制機関に公開市場で何らかの種類の証券を発行する目的で提出しておらず、提出する過程にもないこと
- (iv) 親会社の最上位の親会社又はいずれかの中間親会社が、IFRS（子会社を連結するか又は公正価値で測定するという本基準の要求事項を含む）に準拠した公表用の連結財務諸表を作成していること
- (b) IAS 第19号「従業員給付」が適用される退職後給付制度又はその他の長期従業員給付制度
- (c) ~~投資企業は、本基準の第31項に従って、子会社のすべてを純損益を通じて公正価値で測定することが要求されている~~投資企業場合には、~~連結財務諸表を作成する必要はない。~~

...

投資企業：連結の例外

- 31 第32項で述べる場合を除き、投資企業は、子会社を連結してはならず、また、他の企業の支配を獲得した時に IFRS 第3号を適用してはならない。それに代えて、投資企業は、子会社に対する投資を IFRS 第9号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。
- 32 第31項の要求にかかわらず、自身が投資企業ではなく、主目的が投資企業の投資活動に関連するサービスを提供することである子会社を投資企業が有している場合（B85C 項から B85E 項参照）には、投資企業は当該子会社を本基準の第19項から第26項に従って連結し、こうした子会社の取得に IFRS 第3号の要求事項を適用しなければならない。

- 33 投資企業の親会社は、投資企業である子会社を通じて支配している企業を含めて、支配しているすべての企業を連結しなければならない。ただし、親会社自身が投資企業である場合を除く。

付録 B において、B85E 項を修正する。削除する文言に取消線、新たな文言に下線を付している。B85B 項から B85D 項は修正しないが、参照の便宜のため記載している。

事業目的

- B85B** 投資企業の定義は、企業の目的が、資本増価、投資収益（配当、金利又は賃貸収益など）、又はその両方のためだけに投資することであることを要求している。企業の投資目的が何なのかを示す文書、例えば、企業の募集要項、企業が配布した公表物、企業の投資目的を示したその他の法人又はパートナーシップ文書は、通常、投資企業の事業目的の証拠を提供する。追加的な証拠には、企業が自らを他の関係者（潜在的な投資者や潜在的な投資先など）に紹介する方法も含まれる可能性がある。例えば、企業が自らの事業を資本増価のための中期的な投資を提供するものとして紹介している場合がある。これに対し、投資先と共同で製品の開発、製造又は販売を行うという目的を有する投資者として自らを紹介している企業は、投資企業の事業目的とは整合しない事業目的を有している。当該企業は、投資だけでなく、開発、製造又は販売の活動からリターンを得ることになるからである（B85I 項参照）。
- B85C** 投資企業は、投資に関連するサービス（例えば、投資顧問サービス、投資マネジメント、投資支援及び管理サービス）を、たとえ当該活動が企業にとって実質的なものであっても、直接に又は子会社を通じて、投資企業の投資者のほかにも第三者にも提供している場合がある。
- B85D** 次のような投資に関連する活動が、投資先からの投資リターン（資本増価又は投資収益）を最大化するために行われているものであり、別個の実質的な事業活動又は投資企業にとっての別個の実質的な収益源を表すものではない場合には、投資企業は、直接又は子会社を通じて、これらの活動に参加する場合もある。
- (a) 投資先に対する経営管理サービス及び戦略的助言の提供
- (b) 投資先に対する財政的支援（貸付金、資本コミットメント又は保証など）の提供
- B85E** 投資企業が有している子会社が、自身は投資企業ではなく、主目的が B85C 項から B85D 項に記述したような投資に関連するサービス又は活動を企業又は他者に提供することによって投資企業の投資活動を支援することであるしている場合には、投資企業は当該子会社を第32項に従って連結しなければならない。投資に関連するサービス又は活動を提供する子会社が、自身が投資企業である場合には、投資企業である親会社は、当該子会社を第31項に従って純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。

付録 C において、C1C 項を追加する。新たな文言に下線を付している。

発効日

...

C1C 〔日付を公表後に挿入〕公表の「投資企業：連結の例外の適用」(IFRS 第10号及び IAS 第28号の修正)により、第4項、第32項及び B85E 項が修正された。企業は、当該修正を〔日付を公表後に挿入〕以後に開始する事業年度に、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

付 録

[案] IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の結果的修正

この付録は、IASB が「投資企業：連結の例外の適用」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正) を公表したことの結果である IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正を示している。企業は、この修正を [日付は後日挿入] 以後に開始する事業年度に適用しなければならない。「投資企業：連結の例外の適用」の早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、この結果的修正も同時に適用しなければならない。修正した項は、削除する文言に取消線、新たな文言に下線を付している。

IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」

第 17 項を修正する。削除する文言に取消線、新たな文言に下線を付している。

持分法適用の免除

- 17 企業は、IFRS 第 10 号の第 4 項(a)の範囲除外により連結財務諸表の作成が免除される場合、又は次の条件のすべてに該当する場合には、関連会社又は共同支配企業に対する投資に持分法を適用する必要はない。
- (a) 企業が 100% 子会社、又は他の企業が一部を所有している子会社であり、議決権を付与されていない者を含む他の所有者は、企業が持分法を適用していないことを知らされており、そのことに反対していないこと
 - (b) 企業の負債性金融商品又は資本性金融商品が公開市場（国内又は外国の株式市場、あるいは地域市場を含む店頭市場）において取引されていないこと
 - (c) 企業が、財務諸表を証券委員会その他の規制機関に対して公開市場で何らかの金融商品を発行する目的で提出しておらず、提出の過程にもないこと
 - (d) 企業の最上位又は中間の親会社が、IFRS（子会社を連結するか又は公正価値で測定するという IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の要求事項を含む）に準拠した公表用の連結財務諸表を作成していること

〔案〕 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正

第 27 項及び第 36 項を修正し、第 36A 項から第 36B 項及び第 45A 項を追加する。第 26 項及び第 35 項は修正しないが、参照の便宜のため記載している。削除する文言に取消線、新たな文言に下線を付している。

持分法の手続

- 26 持分法の適用の際に適切な手続の多くは、IFRS 第10号に記述されている連結手続と同様である。さらに、子会社の取得の会計処理に用いられる手続の基礎となっている考え方も、関連会社又は共同支配企業に対する投資の取得の会計処理に採用されている。
- 27 関連会社又は共同支配企業に対する企業集団の持分は、親会社及びその子会社が当該関連会社又は共同支配企業に対して保有している持分の合計である。企業集団のその他の関連会社又は共同支配企業による保有分は、この目的上は無視される。関連会社又は共同支配企業に子会社、関連会社又は共同支配企業がある場合には、持分法を適用する際に考慮する純損益、その他の包括利益及び純資産は、関連会社又は共同支配企業の財務諸表で認識された金額（当該関連会社又は共同支配企業の関連会社及び共同支配企業の純損益、その他の包括利益及び純資産に対する当該関連会社又は共同支配企業の持分を含む）に、統一した会計方針を実行するのに必要な修正を加えたものである（第35項及び第36B項参照）。
- …
- 35 企業の財務諸表は、類似の状況における同様の取引及び事象に関し、統一した会計方針を用いて作成しなければならない。
- 36 第36A項に示す場合を除き、関連会社又は共同支配企業が類似の状況において同様の取引及び事象に関して、企業とは異なる会計方針を用いている場合には、企業が持分法を適用するために関連会社又は共同支配企業の財務諸表を用いる際に、関連会社又は共同支配企業の会計方針を企業の会計方針に合わせるための修正を行わなければならない。
- 36A 第36項の要求にかかわらず、企業が投資企業である関連会社に対する持分を有している場合には、企業は、持分法を適用する際に、当該投資企業関連会社が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を維持しなければならない。
- 36B 企業が、投資企業である共同支配企業に対する共同支配投資者である場合には、企業は、持分法を適用する際に、当該投資企業である共同支配企業が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を維持してはならない。その代わりに、企業は、第36項に従って、当該共同支配企業の会計方針を企業の会計方針に合わせるための修正を行わなければならない、これにはすべての子会社を連結することを含めなければならない。
- …

発効日及び経過措置

...

45A [日付を公表後に挿入] 公表の「投資企業：連結の例外の適用」(IFRS 第10号及び IAS 第28号の修正) により、第27項及び第36項が修正され、第36A 項から第36B 項が追加された。企業は、当該修正を [日付を公表後に挿入] 以後に開始する事業年度に、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

審議会による2014年6月公表の「投資企業：連結の例外の適用」 (IFRS第10号及びIAS第28号の修正案)の承認

公開草案「投資企業：連結の例外の適用」(IFRS第10号及びIAS第28号の修正案)は、国際会計基準審議会の16名の審議会メンバーにより公表が承認された。

ハンス・フーガーホースト	議長
イアン・マッキントッシュ	副議長
スティーブン・クーパー	
フィリップ・ダンジョウ	
マルティン・エーデルマン	
ヤン・エングストローム	
パトリック・フィネガン	
アマロ・ルイス・デ・オリベイラ・ゴメス	
ゲイリー・カブレック	
スーザン・ロイド	
パトリシア・マコーネル	
鷺地 隆継	
ダレル・スコット	
徐 正雨	
メアリー・トーカー	
張 為国	

公開草案「投資企業：連結の例外の適用」（IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正案）に関する結論の根拠

この結論の根拠は本修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

連結財務諸表の作成の免除

- BC1 IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の第 4 項(a)は、所定の要件を満たす親会社について連結財務諸表の表示の免除を設けている。1 つの要件は、最終的な親会社又は中間的な親会社が、IFRS に準拠した一般に公開されている連結財務諸表を作成していることである。
- BC2 IFRS 解釈指針委員会（「解釈指針委員会」）は、IFRS 第 10 号の第 4 項(a)に示されている免除は、IFRS 第 10 号の第 4 項(a)(i)から(iii)に示された条件に該当しているが投資企業である親会社が子会社を全く連結していない場合に、当該投資企業である親会社の子会社である親会社（しかし自身は投資企業ではない）が依然として利用可能であるとすべきかどうか質問を受けた。その代わりに、当該投資企業である親会社は、子会社を IFRS 第 10 号の第 31 項に従って公正価値で測定した財務諸表を作成している。
- BC3 IASB は、中間親会社についての免除が以前に提供されたのは、IFRS 第 10 号の第 4 項(a)の条件に該当する場合に、企業集団内の各中間親会社に連結財務諸表の作成を要求するためのコストの負担が大きい可能性があるからであると考えた。そうした場合に、IASB は以前に、上位レベルの親会社の連結財務諸表と中間親会社の個別財務諸表において利用可能な情報の組合せは、IFRS 第 10 号の第 4 項の条件とともに、中間親会社の財務諸表の利用者に十分な保護手段を提供していると判断した。
- BC4 IASB は、投資企業が子会社に対する持分を公正価値で測定している場合には、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」で要求している開示は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」及び IFRS 第 13 号「公正価値測定」で要求している開示によって補完されると考えた。したがって、IASB は、こうした情報の組合せは、投資企業の子会社のうち自身が親会社である企業について現行の連結財務諸表の作成の免除を維持する十分な根拠を提供すると判断した。投資企業の子会社のうち IFRS 財務諸表を作成する企業はすべて、こうした状況で連結財務諸表を表示しなければならないものとするように免除を削除すると、見合う便益がないのに多額のコストが生じる可能性がある。IASB は、これは、IFRS 第 10 号の BC309 項から BC314 項で述べているように、目的適合性のある情報を提供しコストを低減するために投資企業に対する連結の例外を設けた際の意図に反することに留意した。
- BC5 したがって、IASB は、IFRS 第 10 号の第 4 項(a)に示されている連結財務諸表の作成の免除は、子会社を公正価値で測定している投資企業の子会社である親会社が引き続き利用可能であることを確認するために、IFRS 第 10 号を修正することを提案している。IASB は、同じ理由で、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の第 17 項の結果的修正を行うことも提案している。IAS 第 28 号の第 17 項は、IFRS 第 10 号の第 4 項(a)と同じ要件を用いて、子会社であり関連会社及び共同支配企業に対する持分を保有している企業に持分法適用の免除を与えている。

親会社の投資活動に関連するサービスを提供する子会社

BC6 IFRS 第 10 号の第 31 項は、IFRS 第 10 号の第 32 項が適用される場合を除き、投資企業が子会社に対する投資を公正価値で測定することを要求している。IFRS 第 10 号の第 32 項では、投資企業の投資活動に関連するサービスを提供する子会社を投資企業が連結することを要求している。解釈指針委員会は、投資企業の子会社自身が投資企業の定義に該当し、かつ、親会社の投資活動に関連するサービスを提供している場合に、IFRS 第 10 号の第 32 項をどのように適用すべきかという質問を受けた。解釈指針委員会は、第 32 項の文言では、投資企業である親会社が投資企業である子会社を公正価値で測定すべきなのか連結すべきなのかが不明確であることに同意した。したがって、解釈指針委員会は IASB にこの論点を検討するよう求めた。その後、IASB は、IFRS 第 10 号の第 32 項及び関連する IFRS 第 10 号の B85E 項の適用指針の文言を、IFRS 第 10 号の第 32 項の限定的な例外がどのような場合に適用されるのかをもっと明確にするように修正すべきだと決定した。

BC7 この論点を明確化する最善の方法を決定する際に、IASB は、投資企業の修正についての当初の審議の中で行った決定を考慮した。IASB は、次のことを決定していたことに留意した。

- (a) 投資企業である親会社が、すべての子会社（投資企業であるものを含む）を連結せずに公正価値で測定することを要求する。
- (b) 投資企業はすべての子会社を公正価値で測定しなければならないという要求に限定的な例外を設ける。この例外の帰結は、投資企業が投資企業の投資活動を支援するサービスを提供する営業子会社を連結するよう要求することである。
- (c) 企業が第三者に投資関連サービスを提供している場合であっても、企業は投資企業に該当することを認める。

IASB は、サービスを第三者に提供することを認める決定が、BC7 項の(a)から(b)に述べた子会社の会計処理に関する決定の後に行われたことに留意した。BC7 項の(a)から(b)における決定は、投資企業が第三者への実質的な投資関連サービスを提供することを禁止するとされていた時点で行われた。

BC8 IFRS 第 10 号の第 32 項の明確化を検討する際に、IASB は、当初の投資企業の修正の審議において、投資企業が投資企業である子会社を有していて、それがやはり第三者に投資関連サービスを提供するという事実パターンを明示的に考慮していなかったことに留意した。したがって、IASB と解釈指針委員会は、投資企業である親会社が、第三者に投資関連サービスを提供する投資企業である子会社をどのように会計処理することができるのかについての 2 つの代替的なアプローチを検討した。

- (a) 投資企業である親会社に、第三者に投資関連サービスを提供する投資企業である子会社を連結することを要求する。この連結において、親会社は、子会社の各表示科目を、統一した会計方針を用いて会計処理することになる（被支配投資先の子会社に対する投資を公正価値で測定することを含む）。

- (b) 投資企業である親会社に、第三者に投資関連サービスを提供する投資企業である子会社を公正価値で測定することを要求する。

BC9 IASB は、投資企業である親会社に、第三者に投資関連サービスを提供する投資企業である子会社を公正価値で測定することを要求することを選択した。IASB は、この代替案は、当初の投資企業の連結の例外に関する審議の中で行った決定と最も整合的となることに留意した。

- (a) 投資企業である親会社にすべての子会社（投資企業である子会社を含む）を公正価値で測定することを要求する決定と整合する。当初の投資企業の審議の中でこの決定をした際に、IASB は、この提案が、公開草案 2011/4 「投資企業」におけるこの論点についてコメントした関係者の過半数に支持されており、投資企業の例外の根拠（公正価値測定が投資企業の子会社のすべてについて最も目的適合性の高い測定であること）と整合的であることに留意した。IFRS 第 10 号の BC272 項で議論しているように、IASB は、投資企業である親会社が特定の状況において投資企業である子会社を連結することを認めるよう求める要望が一部にあったが、IASB がそれを行わないと決定したことにも留意した。これは、そうした区別に概念上の根拠はなく、したがって、そうした区別を設けるための運用可能なガイダンスの開発はあまりにも困難となるからである。

- (b) 投資企業に投資企業である親会社の投資活動を支援するサービスを行う子会社だけを連結することを要求する決定と整合する。この要求は、限定的な例外（投資企業の営業の延長として投資企業である親会社の投資活動を支援する子会社だけを対象とする）とすることを意図したものであった。企業が投資企業に該当する場合には、その事業目的は、資金を資本増価、投資収益又はその両方に対するリターンのためだけに投資することである。これは、投資企業である親会社の投資活動を支援する投資関連サービスを行うことは、投資企業の主要な活動とはなり得ないことを意味する。したがって、そのような企業は、IFRS 第 10 号の第 32 項の限定的な例外の要件を満たさない。

BC10 IASB が、第三者への投資関連サービスの提供は、企業が投資企業に該当することを妨げないと決定した際に、その理由は、企業の目的が投資企業の目的と整合している状況においては、そうしたサービスは、通常は投資企業の中心的な投資活動の延長となるからである。IASB は、投資企業は、同一の投資関連サービスを第三者へ提供することから生じる手数料収益を稼得することによって、中心的な投資活動とのシナジーから便益を得ることができることを認識した。

BC11 しかし、投資企業の定義は、企業の目的が、資本増価、投資収益（配当、利息及び賃貸収益など）又はその両方だけのために投資することであることを要求している（IFRS 第 10 号の B85B 項参照）。したがって、主要な目的が第三者からの対価と交換に投資関連サービスを提供することである企業は、投資企業の事業目的とは異なる事業目的を有している。これは、当該企業の主要な活動はサービスと交換に手数料収益を稼得することだからである。これと対照的に、投資企業に該当する企業については、そうした手数料収益（金額が多額である可能性がある）は、中心的な投資活動（資本増価、投資収益又はその両方を稼得するように設計されている）から生じることになる。

- BC12 修正案を開発する際に、IASB は、IFRS 第 10 号の第 32 項における例外は、子会社が投資企業である親会社の営業の延長として投資企業である親会社の投資活動に関連するサービスを提供する状況だけに適用することを意図したものであるという以前の決定を確認した。IASB は、利用可能なシナジーを活用するために同じサービスが第三者に提供される場合に、この決定が変わらないことも確認した。したがって、子会社が投資企業の中心的な活動の延長として投資関連サービスを提供する場合には、子会社は IFRS 第 10 号の第 32 項における限定的な例外の要件を満たすこととなる。そうでない場合には、子会社は IFRS 第 10 号の第 31 項に従って公正価値で測定されることになる。
- BC13 したがって、IASB は次のことを明確化するように IFRS 第 10 号を修正することを提案している。
- (a) 投資企業はすべての投資企業である子会社を公正価値で測定しなければならない。
- (b) 投資企業である親会社がすべての子会社を公正価値で測定するという要求に対する限定的な例外は、主目的が投資企業である親会社の投資活動のための支援サービスの提供（これには、第三者への投資関連サービスの提供が含まれる場合がある）である子会社だけに適用される。したがって、これらの子会社は投資企業である親会社の営業の延長として行動する。

投資企業ではない投資者による投資企業である投資先に対する持分法の適用

- BC14 連結の要求の例外は、投資企業の特有の事業モデルを反映するために導入されたものである。しかし、IASB は、IFRS 第 10 号の BC278 項から BC280 項で述べているように、投資企業ではない親会社が、子会社を直接保有するのか投資企業を通じて間接的に保有するのかで異なる会計上の結果を達成できてしまうことを懸念した。IASB は、生じる可能性のある会計処理の潜在的な複雑性についても懸念した。したがって、IFRS 第 10 号の第 33 項は、投資企業の投資企業ではない親会社が、投資企業ではない親会社の投資企業である子会社が適用した子会社の公正価値測定を維持することを禁止している。その代わりに、投資企業ではない親会社は、支配しているすべての企業（直接と間接の両方）を連結しなければならない。
- BC15 しかし、IAS 第 28 号には、投資企業ではない投資者が投資企業である関連会社又は共同支配企業に対する投資に持分法を適用することに関して、これに相当する明示的な記述がない。
- BC16 解釈指針委員会は、次の質問を受けた。投資企業ではない企業が、投資企業である関連会社又は共同支配企業に対する投資に持分法会計を適用する際に、当該関連会社又は共同支配企業が子会社に適用した公正価値測定を維持すべきなのか、それともその取扱いを「戻し入れ」で連結手続を適用すべきなのかについてである。
- BC17 IASB と解釈指針委員会は、関連会社又は共同支配企業に対する投資が、ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト又は類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）である企業（VC 企業）に保有されているか又はそうした企業を通じて保有されている場合には、投資者は、投資企業である関連会社又は共同支配企業を公正価値で測定するために、IAS 第 28 号における現行の公正価値オプションを適用できることに留意した。関連会社又は共同支配企業に対する投資が、VC 企業ではない企業に保有されてい

るか又はそうした企業を通じて保有されている場合には、企業は公正価値オプションを適用することが認められず、その代わりに、それらの投資先に持分法を適用する。

- BC18 IASB は、2012 年 10 月公表の「投資企業」(IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号及び IAS 第 27 号の修正)における修正の範囲が、投資企業である親会社に対して子会社の連結に対する例外を設けることに限定されていたことに留意した。IASB は、IAS 第 28 号における既存の実務を変更することを意図していなかった。IFRS 第 10 号の BC283 項で述べているように、投資企業である投資者は、関連会社及び共同支配企業に対する投資に持分法を使用することの代替として、すでに IAS 第 28 号における公正価値オプションを適用できるからである。したがって、連結の例外を導入した IFRS 第 10 号の修正を公表した結果として IAS 第 28 号を修正する必要はないと考えられた。
- BC19 IASB は、IAS 第 28 号の第 35 項から第 36 項(統一した会計方針の使用を要求している)が、企業と投資企業である関連会社又は共同支配企業に適用されることに留意した。投資企業である関連会社又は共同支配企業に対する持分を有する非投資企業については、これは、投資企業である当該関連会社又は共同支配企業の子会社を、持分法を適用する前に、当該関連会社及び共同支配企業の財務諸表に連結すべきであることを意味する。IASB は、これは投資企業ではない親会社が投資企業である子会社を通じて保有している子会社を連結するという IFRS 第 10 号における要求と概念的に整合する。
- BC20 解釈指針委員会と IASB の一部のメンバーは、投資企業である関連会社又は共同支配企業が子会社に対する持分に使用した公正価値測定を企業が戻し入れする際の潜在的に重大な実務上の困難に関して懸念を提起した。一部の IASB メンバーは、実務上の困難の程度は、投資先が関連会社なのか共同支配企業なのかに応じて異なると指摘した。共同支配投資者は、共同支配企業に対する共同支配を有しており、したがって、投資企業である関連会社に対して重要な影響力しか有していない投資者と比較すると、持分法を適用するために、投資企業である共同支配企業の財務諸表について、子会社を連結するように修正するのに必要な会計情報を入手する能力を有しているはずである。
- BC21 IASB は、IFRS 第 10 号の BC280 項で強調された取引操作のリスクについても議論し、投資者が投資の保有を投資企業を通じて行うことによって異なる会計上の結果を達成する能力は、投資先が関連会社なのか共同支配企業なのかに応じて異なることに留意した。これは、共同支配投資者は共同支配企業に対する共同支配を有しているのに対し、投資者は関連会社に対して重要な影響力しか有していないからである。したがって、関連会社に対する投資者は、関連会社の投資(又は投資の引揚げ)の意思決定を支配できないので、関連会社を通じてではなく共同支配企業を通じての投資の取引操作については無関心ではないであろう。
- BC22 IASB は、現状では IAS 第 28 号が関連会社と共同支配企業に対する投資に適用される方法に差異はないことに留意した。しかし、IASB は、さまざまな実務上の困難や、投資を投資企業である投資先を通じて保有することによって異なる会計上の結果を達成することに関するさまざまなレベルのリスクにより、この特定の場合において持分法を適用する際に、関連会社と共同支配企業とを区別する根拠が提供されていると判断した。
- BC23 したがって、IASB は次のことによって IAS 第 28 号を修正することを提案している。

- (a) 投資企業ではない投資者が、持分法を適用する際に、投資企業である関連会社が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を維持することを要求する。
- (b) 投資企業ではない投資者が、投資企業である共同支配企業に対する共同支配投資者である場合、持分法を適用する際に、投資企業である共同支配企業が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を維持できないことを明確化する。